

2024年度 弁理士 論文式試験 解答速報会

答案構成
意匠

答案構成

問題 I 設問(1)について

1. 3条について

- ・ Cの際にAに係るイは未公開

→ 3条1項各号・2項の拒絶理由(17条1号)は想定されない

2. 3条の2について

- ① ハに係るCはイに係るAの後願、しかし、同日の場合あり
- ② Cの後、Aは登録 → イの公報が発行(20条3項)
- ③ ハとイは、物品の用途機能同一、ハはイの一部 ∴ ハキイでハは部分意匠
- ④ AとCの出願人は同一でない(同条ただし書)

∴ CがAの後日出願の場合、Cには、3条の2の拒絶理由が想定(17条1号)

3. 9条について

- ① ハに係るCはイに係るAの後願、しかし、同日の場合あり
- ② ハはイに類似
- ③ イは登録されており、先願の地位が確定(同条3項本文)

∴ CがAの後日出願の場合、Cには、9条1項の拒絶理由が想定(17条1号)

CがAの同日出願の場合、Cには、9条2項の拒絶理由が想定(17条1号)、イについて設定登録されているため協議も不可

問題 I 設問(2)について

1. 想定される拒絶理由について

- ・ 物品等の用途・機能が非類似 → イとロは非類似 → 3条1項各号の拒絶理由なし
- ・ ロは物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠 → 3条2項で拒絶(17条1号)

2. 留意すべき事項について

- ・ 甲は、Bの際に、新規性喪失の例外の規定の適用を受けることに留意(4条2項)
- ・ 甲は、意匠登録を受ける権利を有し、甲の行為であるPの公開に起因して、イが3条1項1号に該当するに至っている(4条2項)。
- ・ 甲は、BをPの公開日から1年以内に出願し(4条2項)、4条3項の手続をする
→ 甲は、3条2項の拒絶理由を回避して、意匠登録を受けることができる

問題Ⅱ設問(1)について

1. 理由

固有必要的共同訴訟に該当（最判H7. 3. 7「磁気治療器事件」）

2. 結論

甲は単独で拒絶審決に対する審決取消訴訟を提起することはできない

問題Ⅱ設問(2)について

1. 侵害認定

・形式的に侵害

2. 単独請求の可否

・自己の持分権に基づいて、保存行為として単独で差止請求可（37条）

3. 結論

・差止請求権を行使可

問題Ⅱ設問(3)について

1. 侵害認定

・形式的に侵害

2. 国内消尽：最判H9. 7. 1「BBS並行輸入事件」

・円滑な流通阻害、二重利得の必要性無

3. 結論

・意匠権の侵害とならない

問題Ⅱ設問(4)について

1. 侵害認定

・形式的に侵害

2. 理由：最判H19. 11. 8「インクタンク事件」

(1) 譲渡した意匠製品につき加工や部材の交換がされ、同一性を欠く意匠製品の新たな製造には意匠権行使可

(2) 使い切りの万年筆に穴を開けインクを再充填 → 同一性を欠く実施品を新たな製造

3. 結論

・戊製品の販売行為は、本件意匠権の侵害